

# BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド

愛称「セーヌ」

ユーロ建／ルクセンブルク籍／オープンエンド契約型外国投資信託

## 運用報告書(全体版)

作成対象期間：第15期(2016年8月1日～2017年7月31日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第15期の決算を行いました。

ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ユーロ建／ルクセンブルク籍／オープンエンド契約型外国投資信託
信託期間	無期限
繰上償還	管理会社は、随時理由を問わず、ファンドの清算および償還を提案することができます。ファンドの清算および償還は以下の場合に行われます。 ①管理会社またはその旨決定した場合 ②管理会社または保管受託銀行の役務が停止された場合で、以下の③に述べられる特別な状況に反することなしに2か月以内に継承者が決まらない場合 ③管理会社が破産した場合 ④ファンドの純資産が6か月以上にわたり、ルクセンブルク法に規定される最低限度額(1,250,000ユーロ)の四分の一を下回る場合 ⑤ルクセンブルク金融監督委員会がその旨決定した場合 ファンドの純資産がルクセンブルク法に規定される最低限度額(1,250,000ユーロ)の三分の二を下回る場合、管理会社はファンドの清算を決定することができます。
運用方針	ファンドの投資目的は、中長期にわたり、安定的な成長を遂げることにあります。ファンドは、主として、ユーロ建ての投資適格債券に投資を行います。
主要投資対象	ファンドは、主としてEMU(経済通貨同盟)参加国の国債、ファンドブリーフ、政府系機関の債券(国際機関の発行する債券を含みます。)、ABSおよびMBS、ならびにEMU参加国の優良な発行体により発行されたその他の債券に対して投資を行います。また、ファンドは、付随的に流動資産を保有することができます。
ファンドの運用方法	ファンドのベンチマークはJPモルガンEMU GBIです。ファンドの組み入れ債券について目標とするデュレーションは、ベンチマークの年限±2年です。 投資対象とする債券の格付けの平均は、原則として、ムーディーズ社によるAa2以上またはスタンダード・アンド・プアーズ社によるAA以上とします。投資の時点での最低格付けは、原則として、ムーディーズ社によるA3またはスタンダード・アンド・プアーズ社によるA-とします。保有債券の格付けが下がった場合、投資運用会社は、受益者の利益に適切な注意を払いつつ、当該保有債券を減少させまたは売却します。
主な投資制限	ファンド資産の運用は、管理会社またはその任命をうけた代理人により、ファンドの約款および英文目論見書に規定された以下の投資制限を遵守して遂行されます。 各ファンドは以下の規定に従います。 ①ファンドは純資産総額の10%を超えて借入れをすることができません。 ②ファンドはその純資産の20%を超えて譲渡可能な有価証券の空売りを行うことができません。同一の発行体により発行された譲渡可能な有価証券の空売りは、その純資産の20%を超えて行うことができません。 ③ファンドは、譲渡可能な有価証券または他の資産について、担保目的以外で質権または抵当権を設定したり、譲渡することはできません。 ④ファンドは純資産の30%を超えて、他の投資信託(UCI)に投資することはできません。このパーセンテージは、合併または組織再編のために、一時的に超えることができます。ファンドは、純資産総額の20%を超えて単一の投資信託に投資することはできず、また、単一の投資信託の受益証券の25%を超えて取得することはできません。 ⑤ファンドは、単一の発行体により発行された有価証券に、純資産の10%を超えて投資することはできません。 ⑥ファンドは、単一の発行体が発行する同一の種類の有価証券の10%を超えて購入することはできません。 ⑦ファンドは、その純資産の10%を超えて株式市場または同等の保証があるその他の規制された市場に上場されていない有価証券に投資することはできません。 ⑧上記⑥および⑦の制限は、OECD加盟国もしくはかかる加盟国の地方公共団体、またはEUの地域的もしくは世界的な公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されません。 ⑨ファンドは、その資産の20%を上限として、単一の法主体に投資された預金に投資することができます。 ⑩ファンドは、経営または支配する目的で企業に投資することはできません。 ⑪ファンドは、貸付または貸付返済の保証をすることはできません。ただし、保管受託銀行もしくは保管受託銀行により認められた預金を受け入れるその他の銀行もしくは金融機関への預金、または負債もしくは借入を表章する譲渡可能な有価証券を除きます。
分配方針	管理会社は、毎月1回、当該月の20日(20日が評価日でない場合には、直前の評価日)の営業終了時現在における受益者名簿上の受益者に対して、分配を宣言する予定です。分配が宣言された場合、分配金は、日本における販売会社に対して、当該月の20日の後、5評価日目に(支払日が評価日でない場合には、直後の評価日)に支払われます。管理会社は、純投資利益および純実現キャピタルゲインから分配を行う意向です。管理会社は、分配を適正水準に維持する必要がある場合は、未実現キャピタルゲインからの分配を行うことができます。分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルク法の定める最低額に満たなくなる場合、分配は行われません。

管理会社

BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク

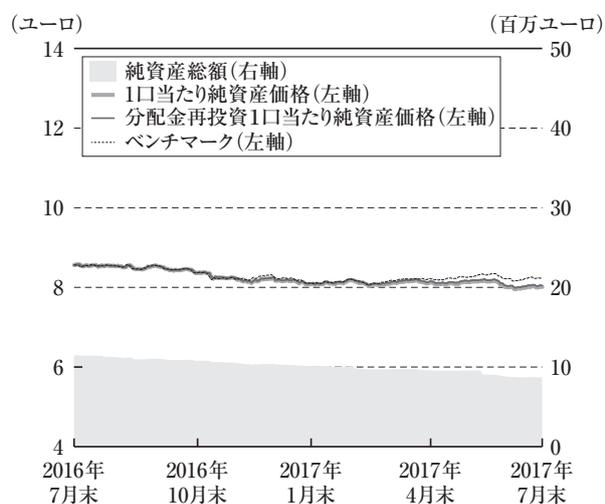
代行協会員

東海東京証券株式会社

## I. 運用の経過等

### (1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

#### ■ 1口当たりの純資産価格等の推移について



第14期末の1口当たりの純資産価格：	8.57ユーロ
第15期末の1口当たりの純資産価格：	8.01ユーロ (分配金額：0.0360ユーロ)
騰落率：	-6.01%

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

(注2) 1口当たりの分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。

(注3) 分配金再投資1口当たりの純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注4) 分配金再投資1口当たりの純資産価格およびベンチマークは、第14期末の1口当たりの純資産価格を起点として計算しています。

(注5) ファンドの購入価額により課税条件が異なる場合がありますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ファンドのベンチマークはJPモルガンEMU GBIです。

#### ■ 1口当たりの純資産価格の主な変動要因

当期中のポートフォリオのパフォーマンスはマイナスに落ち込み、ベンチマークを下回りました。これは主として、欧州周縁国の投資比率を低くしていたことによるものです。

## ■分配金について

当期（2016年8月1日～2017年7月31日）の1口当たりの分配金額（税引き前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たりの純資産価格の変動額」は、当該分配落ち日における1口当たりの分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

（金額：ユーロ）

分配落ち日	1口当たりの純資産価格	1口当たりの分配金額 (対1口当たりの純資産価格比率) <sup>(注1)</sup>	分配金を含む1口当たりの 純資産価格の変動額 <sup>(注2)</sup>
2016/ 8 /22	8.53	0.003 (0.04%)	0.04 <sup>(注3)</sup>
2016/ 9 /21	8.48	0.003 (0.04%)	-0.05
2016/10/21	8.46	0.003 (0.04%)	-0.02
2016/11/21	8.24	0.003 (0.04%)	-0.22
2016/12/21	8.20	0.003 (0.04%)	-0.04
2017/ 1 /23	8.10	0.003 (0.04%)	-0.10
2017/ 2 /21	8.12	0.003 (0.04%)	0.02
2017/ 3 /21	8.06	0.003 (0.04%)	-0.06
2017/ 4 /21	8.14	0.003 (0.04%)	0.08
2017/ 5 /22	8.10	0.003 (0.04%)	-0.04
2017/ 6 /21	8.16	0.003 (0.04%)	0.06
2017/ 7 /21	8.01	0.003 (0.04%)	-0.15

(注1)「対1口当たりの純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たりの純資産価格比率(%) =  $100 \times a / b$

a = 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

b = 当該分配落ち日における1口当たりの純資産価格 + 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たりの純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たりの純資産価格の変動額 =  $b - c$

b = 当該分配落ち日における1口当たりの純資産価格 + 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

c = 当該分配落ち日の直前の分配落ち日における1口当たりの純資産価格

(注3) 2016年8月22日の直前の分配落ち日(2016年7月21日)における1口当たりの純資産価格は、8.49ユーロでした。

## ■投資環境について

2016年3月以降、欧州中央銀行（以下「ECB」といいます。）の主要金利は、極めて低位（政策金利0%、上限政策金利＝限界貸出金利0.25%および下限政策金利＝中銀預金金利-0.40%）に留まり、2017年3月まで、量的緩和プログラムにより、毎月800億ユーロの証券（金融債以外の投資適格証券を含む。）が購入されました。予想通り、この購入額は、4月に削減（毎月600億ユーロ）されましたが、債券購入プログラムは2017年12月末まで延長されました。さらに、ECBは満期間近の証券に再投資したことに加えて、残存期間が比較的短い証券または預金金利より低い金利の証券の購入を行う用意がありました。経済が順調な成長をとげ、インフレ率が低位に留まる中、ECBは6月になって、二つの重要な変更を発表しました。第一に、ECBは追加利下げの可能性について言及することをやめ、金利については「当面、現在の水準で維持する」と簡潔に述べました。第二に、リスクは「概ね均衡している」と見做され、「弱気」ではなくなり、成長見通しはさらに前向きになりました。より力強い経済モメンタム（推進力）は、マリオ・ドラギ総裁の「堅調で広範な」経済成長についての楽観的な発言を裏付けています。しかしながら、予想インフレ率は下方修正されました。ECBは基調的インフレ率が「景気回復を示す説得力のある兆候」を示しているとは考えませんでした。この考えは、金融緩和策の維持を裏付けるものです。しかしながら、昨年秋以降、市場関係者は資産購入プログラムの縮小を第一段階とする金融政策の正常化を示す最初の兆候を注視していました。6月末に、シントラでの経済シンポジウムで、マリオ・ドラギ総裁がデフレ圧力からリフレ圧力に変わったと述べたことが、こうした兆候の一つと受けとめられました。

ECB内で証券購入の縮小（「テーパリング」）が検討されていることを報じるニュース記事が引き金となり、10月4日にユーロ圏の債券市場は悪化しました。この噂を受けて、10年物国債利回りは、10月7日時点で0%を上回りました。ECBはテーパリングに関する噂を否定したものの、このトレンドは続き、10月20日の政策会合で発表された本件に関する簡潔な声明を受けて、ブレグジット以降続いていた長期金利のレンジ相場は上抜けました。11月に入ると、今度は米国の金利に牽引され、長期金利が上昇し続けました。欧州のトレンドは、極めて不安定でした。12月の金融政策の最新の進展（2017年4月からの債券購入月額縮小実施を発表）を受けて、12月12日には10年物ドイツ国債の利回りは0.40%に上昇しました。1月から4月にかけて、10年物ドイツ国債利回りは方向感を欠き0.20%から0.50%の間で変動し、フランスの大統領選第1回投票直前には0.20%まで下がる場面もありました。実際のところ、多くの人が気にかけている世論調査によって、欧州懐疑派の台頭および4候補者の接戦が示唆されたため、フランス国外の投資家はフランスの政治リスクを指摘しました。当期中、償還期限が同一のフランス国債とドイツ国債の利回り格差は、約75ベースポイントとなりました。5月7日の第1回投票でのエマニュエル・マクロン氏の勝利に投資家は安堵しましたが、安全な投資先としてのドイツ国債の魅力が薄れたため、ドイツの金利は圧力を受けました。ECBの政策スタンスの変更は、当期末における重要な局面となりました。6月27日にマリオ・ドラギ総裁は、ユーロ圏経済に対する自信を強め、インフレ率を目標水準に戻すことを検討しました。数年前と比較して、この目標水準の達成の可能性は高いと言えるでしょう。ドラギ総裁の発言を受けて、市場は明らかに過大評価されていた水準から急落しました。10年物ドイツ国債の利回りは、0.54%で期末を迎え、1年間で66ベースポイント上昇しました。

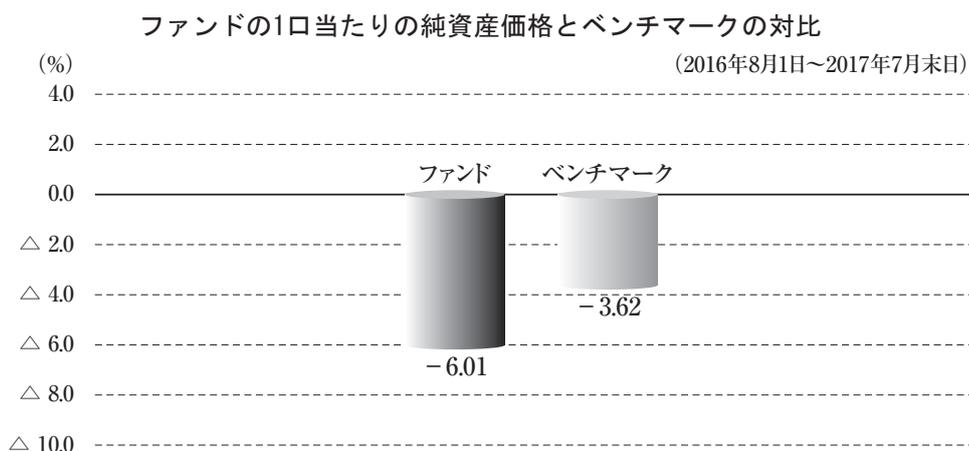
## ■ポートフォリオについて

運用については、期初にまず、ポートフォリオのデュレーションを短期化させました。米国の金利に牽引されて利回り曲線がスティープ化する重大なリスクが生じたため、ロング・エンドの債券を売却しました。さらに、極めて低いマイナス利回りのカバード・ボンドおよび社債で利益を確定しました。同時に、短期の国際機関債および金融債（フランスとイタリアの銀行）のエクスポージャーを積み増しました。当期後半には、社債のエクスポージャーを減らし、残存期間5年から10年の範囲内の国債および政府機関債（フランスおよびドイツ）を購入しました。また、極めて長期のオランダの債券のエクスポージャーも削減しました。さらに、当期を通して重大な金利動向からポートフォリオを守るため10年物ドイツ国債のオプションでポートフォリオのデュレーションを積極的に調整しました。

今期のファンドのパフォーマンスは-6.01%で、ベンチマークのパフォーマンスは-3.62%でした。

## ■ベンチマークとの差異について

以下のグラフは、ファンドの1口当たりの純資産価格とベンチマークとの騰落率の対比です。



### ファンドの1口当たりの純資産価格とベンチマークの騰落率の差違の状況および要因について

当期中のポートフォリオは、ベンチマークを下回りました。これは主として、欧州周縁国の投資比率を低くしていたことによるものです。

## ■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 財務諸表 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

## ■今後の運用方針

今後も現在の投資方針に従い、ファンドの運用を行う予定です。

## (2) 費用の明細

項目	項目の概要
管理報酬	管理会社は、ポートフォリオ運用業務およびマーケティング業務等の対価として、管理報酬を受領する権利を有します。管理報酬は、ファンド資産から、月毎に、当該月間のファンドの平均純資産の1.35%を超えない年率で支払われます。
投資運用会社報酬	投資運用会社は、ファンドの保有資産の管理ならびにその投資方針および投資制限の遵守に係る業務の対価として、投資運用会社報酬を受領する権利を有します。投資運用会社報酬は、管理報酬から、四半期毎に後払いで、随時管理会社との間で合意される年率で支払われます。
販売会社報酬	日本における販売会社は、日本におけるファンド受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務およびこれらに付随する業務の対価として、販売会社報酬を受領する権利を有します。販売会社報酬は、管理報酬から、月毎に、日本における販売会社が販売したファンド証券に対応する当該月中のファンドの平均純資産の年率0.4%で後払いされます。
代行協会報酬	代行協会は、ファンドの代行協会業務(目論見書および運用報告書の販売取扱会社への送付、ファンドの1口当たりの純資産価格の公表業務およびこれらに付随する業務)の対価として、代行協会報酬を受領する権利を有します。代行協会報酬は、管理報酬から、月毎に、当該月中のファンドの平均純資産の年率0.1%で後払いされます。
保管報酬	保管受託銀行は、ファンド資産の保管および監視に係る業務の対価として、保管報酬を受領する権利を有します。保管報酬は、ファンド資産から、月毎に、当該月間のファンドの平均純資産に基づく0.13%を超えない年率で支払われます。
管理事務代行報酬	管理事務代行報酬は、ファンドの管理事務業務の対価として支払われます。管理会社は管理事務業務の範囲内において、純資産額の計算業務および登録事務・名義書換事務代行業務を委託しています。管理事務代行報酬は、ファンド資産から、月毎に、当該月間のファンドの平均純資産の0.12%を超えない年率で支払われます。管理事務代行報酬は管理会社に支払われ、管理会社はその一部を純資産額の計算業務および登録事務・名義書換事務代行業務の委託先への支払いに使用します。
その他費用・手数料(当期)	税金、支払利息およびその他の費用 当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率は、1.70%でした。

(注)各報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他費用・手数料(当期)」については運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれています。便宜上、当期のその他費用・手数料の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

## Ⅱ. 運用実績

### (1) 純資産の推移

第十五会計年度中における各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第六会計年度末 (2008年7月31日)	64,385	8,551	8.57	1,138.18
第七会計年度末 (2009年7月31日)	46,543	6,181	8.66	1,150.13
第八会計年度末 (2010年7月31日)	37,363	4,962	8.81	1,170.06
第九会計年度末 (2011年7月31日)	33,022	4,386	8.10	1,075.76
第十会計年度末 (2012年7月31日)	25,042	3,326	7.98	1,059.82
第十一会計年度末 (2013年7月31日)	17,882	2,375	8.00	1,062.48
第十二会計年度末 (2014年7月31日)	14,825	1,969	8.27	1,098.34
第十三会計年度末 (2015年7月31日)	12,410	1,648	8.31	1,103.65
第十四会計年度末 (2016年7月31日)	11,479	1,525	8.57	1,138.18
第十五会計年度末 (2017年7月31日)	8,703	1,156	8.01	1,063.81
2016年8月末日	11,233	1,492	8.54	1,134.20
9月末日	11,038	1,466	8.53	1,132.87
10月末日	10,785	1,432	8.36	1,110.29
11月末日	10,560	1,402	8.24	1,094.35
12月末日	10,402	1,381	8.24	1,094.35
2017年1月末日	10,137	1,346	8.08	1,073.10
2月末日	10,106	1,342	8.18	1,086.39
3月末日	9,744	1,294	8.12	1,078.42
4月末日	9,601	1,275	8.13	1,079.75
5月末日	9,577	1,272	8.14	1,081.07
6月末日	8,840	1,174	8.02	1,065.14
7月末日	8,703	1,156	8.01	1,063.81

(注1) ファンド証券は、ルクセンブルク証券取引所に上場されています。同取引所での取引実績はありません。

(注2) ユーロの円貨換算は、便宜上、2017年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=132.81円）によります。以下同じです。

## (2) 分配の推移

	1口当りの支払分配金	
	ユーロ	円
第六会計年度 (2007年8月1日～ 2008年7月31日)	0.5700	75.70
第七会計年度 (2008年8月1日～ 2009年7月31日)	0.5700	75.70
第八会計年度 (2009年8月1日～ 2010年7月31日)	0.5700	75.70
第九会計年度 (2010年8月1日～ 2011年7月31日)	0.5700	75.70
第十会計年度 (2011年8月1日～ 2012年7月31日)	0.5700	75.70
第十一会計年度 (2012年8月1日～ 2013年7月31日)	0.2685	35.66
第十二会計年度 (2013年8月1日～ 2014年7月31日)	0.1680	22.31
第十三会計年度 (2014年8月1日～ 2015年7月31日)	0.1680	22.31
第十四会計年度 (2015年8月1日～ 2016年7月31日)	0.1680	22.31
第十五会計年度 (2016年8月1日～ 2017年7月31日)	0.0360	4.78

### (3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数		買戻し口数		発行済口数	
		本邦内における販売口数		本邦内における買戻し口数		本邦内における発行済口数
第六会計年度 (2007年8月1日～ 2008年7月31日)	456,763	456,763	3,097,311	3,097,311	7,514,617	7,514,617
第七会計年度 (2008年8月1日～ 2009年7月31日)	495,340	495,340	2,633,698	2,633,698	5,376,259	5,376,259
第八会計年度 (2009年8月1日～ 2010年7月31日)	236,991	236,991	1,372,329	1,372,329	4,240,921	4,240,921
第九会計年度 (2010年8月1日～ 2011年7月31日)	652,012	652,012	814,585	814,585	4,078,348	4,078,348
第十会計年度 (2011年8月1日～ 2012年7月31日)	283,890	283,890	1,222,835	1,222,835	3,139,403	3,139,403
第十一会計年度 (2012年8月1日～ 2013年7月31日)	42,461	42,461	946,311	946,311	2,235,553	2,235,553
第十二会計年度 (2013年8月1日～ 2014年7月31日)	33,520	33,520	476,671	476,671	1,792,402	1,792,402
第十三会計年度 (2014年8月1日～ 2015年7月31日)	77,266	77,266	376,488	376,488	1,493,180	1,493,180
第十四会計年度 (2015年8月1日～ 2016年7月31日)	24,990	24,990	179,507	179,507	1,338,663	1,338,663
第十五会計年度 (2016年8月1日～ 2017年7月31日)	1,030	1,030	252,779	252,779	1,086,914	1,086,914

### Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルクにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers, Société coopérative）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2017年11月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.81円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(訳文)  
監査報告書

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド  
受益証券保有者各位

**監査意見**

私たちは、添付の財務書類が、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令に準拠して、2017年7月31日現在のBNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド（以下「ファンド」という。）の財政状態、ならびに同日に終了した会計年度におけるファンドの損益および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

**監査意見の対象範囲**

ファンドの財務書類は以下で構成されている。

- ・ 2017年7月31日現在の純資産計算書
- ・ 同日に終了した会計年度の損益および純資産変動計算書
- ・ 2017年7月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 財務書類に対する注記（重要な会計方針の要約を含む）

**監査意見の根拠**

私たちは、2016年7月23日付の監査専門家に関する法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグで金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。本法律および本基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する「承認された監査人（Réviseur d'entreprises agréé）」の責任」の区分に詳述されている。

私たちは、私たちの意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

私たちは、ルクセンブルグでCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の定める倫理規程（IESBA Code）および財務書類の監査に関する倫理上の要求事項に基づきファンドに対して独立性を保持しており、また、当該倫理上の要求事項に基づきその他の倫理上の責任を果たした。

## その他の記載内容

オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書に含まれる情報で構成される（ただし、財務書類および財務書類に対する私たちの監査報告書は含まない。）。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

## 財務書類に対するオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会および統治責任者の責任

オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要求事項に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前題に関する事項を開示する責任を有し、また、オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会がファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前題に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

統治責任者はファンドの財務報告に関する手続きを監視する責任を有している。

## 財務書類の監査に対する承認された監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグでC S S Fが採用したI S Aに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法およびルクセンブルグでC S S Fが採用したI S Aに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティヴ ルクセンブルグ、2017年11月20日  
代表して

セバスチャン・サゾット



## **Audit report**

To the Unitholders of  
**BNP PARIBAS HIGH QUALITY EURO BOND FUND**

---

### *Our opinion*

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of BNP PARIBAS HIGH QUALITY EURO BOND FUND (the “Fund”) as at 31 July 2017, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

### *What we have audited*

The Fund’s financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 July 2017;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended ;
- the securities portfolio as at 31 July 2017; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

---

### *Basis for opinion*

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

---

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative, 2 rue Gerhard Mercator, B.P. 1443, L-1014 Luxembourg  
T : +352 494848 1, F : +352 494848 2900, www.pwc.lu  
Cabinet de révision agréé. Expert-comptable (autorisation gouvernementale n°10028256)  
R.C.S. Luxembourg B 65 477 - TVA LU25482518



---

*Other information*

The Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

---

*Responsibilities of the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager and those charged with governance for the financial statements*

The Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.



---

*Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements*

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit.

We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund’s internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Alternative Investment Fund Manager’s use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.



We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative  
Represented by

Luxembourg, 20 November 2017

  
Sébastien Sadzot

## 財務諸表

### (1) 貸借対照表

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド  
(契約型投資信託)  
純資産計算書  
2017年7月31日現在

	注記	ユーロ	千円
<b>資産</b>		8,756,202	1,162,911
投資有価証券－取得原価		8,118,097	1,078,164
投資有価証券未実現評価損益		465,370	61,806
投資有価証券－時価	2	8,583,467	1,139,970
オプション－時価	2、11	1,290	171
銀行預金および定期預金		106,179	14,102
その他の資産		65,266	8,668
<b>負債</b>		53,250	7,072
金融商品に係る未実現純損失	2、10	13,400	1,780
その他の負債		39,850	5,292
<b>純資産額</b>		8,702,952	1,155,839

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド  
(契約型投資信託)

損益および純資産変動計算書  
2017年7月31日に終了した会計年度

	注記	ユーロ	千円
投資有価証券および資産に係る収益	2	173,240	23,008
管理会社報酬	4	136,777	18,165
保管会社報酬	5	13,171	1,749
支払利息		492	65
その他の費用	7	142,693	18,951
税金	8	4,889	649
事務代行会社報酬	6	12,158	1,615
取引手数料	12	92	12
<b>費用合計</b>		<b>310,272</b>	<b>41,207</b>
<b>投資純損失</b>		<b>(137,032)</b>	<b>(18,199)</b>
以下に係る実現純損益：			
投資有価証券	2、14	269,764	35,827
金融商品	2	14,754	1,959
<b>当期実現純利益</b>		<b>147,486</b>	<b>19,588</b>
以下に係る未実現純損益の増減額：			
投資有価証券	2、14	(782,389)	(103,909)
金融商品	2	(27,670)	(3,675)
<b>運用による純資産の増減</b>		<b>(662,573)</b>	<b>(87,996)</b>
<b>発行額／（買戻額）純額</b>		<b>(2,069,339)</b>	<b>(274,829)</b>
分配金支払額	9	(44,145)	(5,863)
期中における純資産の増／（減）		(2,776,057)	(368,688)
期首純資産額		11,479,009	1,524,527
<b>当期純資産額</b>		<b>8,702,952</b>	<b>1,155,839</b>

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド  
(契約型投資信託)

直近3会計年度に関する主要数値

	ユーロ	ユーロ	ユーロ	口数
	2015年7月31日	2016年7月31日	2017年7月31日	2017年7月31日
純資産額	12,409,814	11,479,009	8,702,952	
「クラシッケー分配型受益証券」 の1口当たり純資産額	8.31	8.57	8.01	1,086,914

	千円	千円	千円	口数
	2015年7月31日	2016年7月31日	2017年7月31日	2017年7月31日
純資産額	1,648,147	1,524,527	1,155,839	
「クラシッケー分配型受益証券」 の1口当たり純資産額	1,104円	1,138円	1,064円	1,086,914

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロ債券ファンド  
(契約型投資信託)  
投資有価証券明細表  
2017年7月31日現在  
(単位：ユーロ)

金額	銘柄	通貨	時価	純資産に占める割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可されたおよび／またはその他の規制市場で取引される譲渡可能な有価証券			8,583,467	98.63
<b>債券</b>			<b>8,043,449</b>	<b>92.43</b>
<b>フランス</b>			<i>3,092,364</i>	<i>35.55</i>
200,000	ARKEA HL 0.625% 15-30/09/2022	ユーロ	204,236	2.35
200,000	AXA BANK EUROPE 1.875% 12-20/09/2019	ユーロ	209,240	2.40
140,000	BNP PARIBAS 0.750% 16-11/11/2022	ユーロ	142,675	1.64
100,000	CIE FINANCEMENT FONCIER 0.200% 17-16/09/2022	ユーロ	99,950	1.15
100,000	CIE FINANCEMENT FONCIER 0.375% 14-17/09/2019	ユーロ	101,429	1.17
100,000	CIE FINANCEMENT FONCIER 0.375% 15-29/10/2020	ユーロ	101,625	1.17
400,000	CREDIT LOGEMENT 5.454% 11-16/02/2021	ユーロ	471,019	5.42
111,000	FRANCE O. A. T. 1.750% 17-25/06/2039	ユーロ	114,469	1.32
133,277	FRANCE O. A. T. 4.000% 06-25/10/2038	ユーロ	193,633	2.22
100,000	FRANCE O. A. T. 4.250% 07-25/10/2023	ユーロ	125,635	1.44
270,000	FRANCE O. A. T. 4.500% 09-25/04/2041	ユーロ	423,976	4.88
80,000	FRANCE O. A. T. 5.750% 01-25/10/2032	ユーロ	130,572	1.50
100,000	LA BANQUE POSTALE 1.875% 13-11/09/2020	ユーロ	106,386	1.22
78,000	LVMH MOET HENNES 0.375% 17-26/05/2022	ユーロ	78,395	0.90
200,000	SNCF RESEAU 1.000% 16-09/11/2031	ユーロ	189,012	2.17
200,000	SOCIETE GENERALE 0.125% 16-05/10/2021	ユーロ	199,398	2.29
200,000	UNEDIC 0.125% 17-25/05/2022	ユーロ	200,714	2.31
<b>イタリア</b>			<i>827,485</i>	<i>9.51</i>
300,000	INTESA SANPAOLO 0.625% 15-20/01/2022	ユーロ	305,133	3.51
300,000	UBI BANCA SPCA 5.250% 11-28/01/2021	ユーロ	354,315	4.07
181,000	UNIONE DI BANCHE 0.375% 16-14/09/2026	ユーロ	168,037	1.93
<b>スペイン</b>			<i>802,727</i>	<i>9.24</i>
300,000	BANCO SANTANDER 4.625% 07-04/05/2027	ユーロ	399,996	4.61
100,000	BANKINTER SA 0.875% 15-03/08/2022	ユーロ	102,751	1.18
100,000	CAJA RURAL NAV 0.500% 15-16/03/2022	ユーロ	100,626	1.16
200,000	CAJA RURAL NAV 0.625% 16-01/12/2023	ユーロ	199,354	2.29

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロ債券ファンド  
(契約型投資信託)  
投資有価証券明細表  
2017年7月31日現在 (続き)  
(単位:ユーロ)

金額	銘柄	通貨	時価	純資産に 占める割合 (%)
	<b>ドイツ</b>		<i>717,943</i>	<i>8.24</i>
60,000	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.000% 14-15/08/2024	ユーロ	63,892	0.73
180,000	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 3.250% 10-04/07/2042	ユーロ	257,845	2.96
300,000	KFW 0.125% 17-15/01/2024	ユーロ	298,623	3.43
100,000	LAND HESSEN 0.375% 16-06/07/2026	ユーロ	97,583	1.12
	<b>ベルギー</b>		<i>618,390</i>	<i>7.10</i>
200,000	BELFIUS BANK SA 0.625% 14-14/10/2021	ユーロ	204,746	2.35
50,000	BELGIUM GOVERNMENT 1.000% 16-22/06/2026	ユーロ	51,502	0.59
150,000	BELGIUM GOVERNMENT 2.600% 14-22/06/2024	ユーロ	173,772	2.00
150,000	BELGIUM GOVERNMENT 3.000% 14-22/06/2034	ユーロ	188,370	2.16
	<b>オランダ</b>		<i>617,612</i>	<i>7.09</i>
28,000	ABN AMRO BANK NV 0.625% 16-31/05/2022	ユーロ	28,460	0.33
200,000	ABN AMRO BANK NV 1.125% 17-12/01/2032	ユーロ	192,600	2.21
100,000	AIRBUS GROUP FINANCE BV 0.875% 16-13/05/2026	ユーロ	98,323	1.13
100,000	DEUTSCHE BAHN FIN 2.500% 13-12/09/2023	ユーロ	112,619	1.29
120,000	NETHERLANDS GOVERNMENT 0.250% 15-15/07/2025	ユーロ	119,119	1.37
50,000	NETHERLANDS GOVERNMENT 2.750% 14-15/01/2047	ユーロ	66,491	0.76
	<b>スウェーデン</b>		<i>583,155</i>	<i>6.70</i>
200,000	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANK 0.750% 16-24/08/2021	ユーロ	204,642	2.35
260,000	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANK 1.625% 13-04/11/2020	ユーロ	274,604	3.16
100,000	SVENSKA HANDELSBANKEN 1.125% 15-14/12/2022	ユーロ	103,909	1.19
	<b>国際機関</b>		<i>266,280</i>	<i>3.06</i>
70,000	EFSF 0.400% 16-31/05/2026	ユーロ	68,440	0.79
200,000	EIB 0.000% 16-16/10/2023	ユーロ	197,840	2.27
	<b>フィンランド</b>		<i>189,993</i>	<i>2.18</i>
50,000	FINNISH GOVT 0.500% 16-15/04/2026	ユーロ	49,850	0.57
139,000	NORDEA BANK FINLAND 0.125% 15-17/06/2020	ユーロ	140,143	1.61

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド  
 (契約型投資信託)  
 投資有価証券明細表  
 2017年7月31日現在 (続き)  
 (単位:ユーロ)

金額	銘柄	通貨	時価	純資産に占める割合 (%)
	<b>ガーンジー島</b>		<i>147,916</i>	<i>1.70</i>
145,000	CREDIT SUISSE GUERNSEY 1.000% 14-12/03/2019	ユーロ	147,916	1.70
	<b>米国</b>		<i>104,485</i>	<i>1.20</i>
100,000	JP MORGAN CHASE 1.875% 12-21/11/2019	ユーロ	104,485	1.20
	<b>オーストリア</b>		<i>75,099</i>	<i>0.86</i>
50,000	REPUBLIC OF AUSTRIA 4.150% 07-15/03/2037	ユーロ	75,099	0.86
	<b>変動利付債券</b>		<b>540,018</b>	<b>6.20</b>
	<b>フランス</b>		<i>301,407</i>	<i>3.46</i>
100,000	BANQUE FED CREDIT MUTUEL 16-03/06/2020 FRN	ユーロ	100,907	1.16
200,000	CREDIT DU NORD 13-26/02/2018 FRN	ユーロ	200,500	2.30
	<b>ドイツ</b>		<i>119,967</i>	<i>1.38</i>
100,000	MUENCHENER RUECKVERSICHERUNG 11-26/05/2041 FRN	ユーロ	119,967	1.38
	<b>オランダ</b>		<i>118,644</i>	<i>1.36</i>
100,000	ALLIANZ FINANCE 11-08/07/2041 FRN	ユーロ	118,644	1.36
<b>投資有価証券合計</b>			<b>8,583,467</b>	<b>98.63</b>

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド  
(契約型投資信託)  
財務書類に対する注記  
2017年7月31日現在

**注記1 概要**

**a) 2017年7月31日に終了した会計年度に発生した事象**

当会計年度中に発生した特別な事象はなかった。

**b) 募集サブファンド**

投資有価証券が本書で詳述されているサブファンドは2017年7月31日に募集可能である。

**注記2 重要な会計方針**

**a) 純資産額**

当年次報告書は、2017年7月31日現在の直近の純資産額に基づいて作成されている。

**b) 財務書類の表示**

当ファンドの財務書類は、集団投資事業に関してルクセンブルグ大公国において適用される法令に準拠して表示されている。当ファンドの表示通貨はユーロである。

損益および純資産変動計算書は、2016年8月1日から2017年7月31日までの会計年度を対象としている。

**c) 投資有価証券の評価**

証券取引所または、日常的に機能しており、一般に認知され、かつ公開されているその他の規制市場に上場されているすべての有価証券の評価は、評価日における既知の最終の終値に基づいて算定されており、当該有価証券が複数の市場で取引されている場合、取引が行われている主要な市場における既知の最終の終値に基づいて算定されている。価格が価値を適切に反映していない場合には、評価はAIFMにより慎重かつ誠実に見積もられた実現可能な売値に基づいて算定されている。

証券取引所に上場されていない有価証券、または一般に認知され、かつ公開されている、日常的に機能している証券市場またはその他の規制市場で取引されていない有価証券は、AIFMによって当該目的のために任命された適格な専門家によって慎重かつ誠実に見積もられた実現可能な売値に基づいて評価されている。

当ファンドの表示通貨以外の通貨建の有価証券は、評価日における実勢為替レートで換算されている。

市場慣行で認められている場合、貨幣性資産、短期金融商品およびその他のすべての商品は額面価額プラス経過利息または定額法による償却原価によって評価される可能性がある。定額法による償却原価を用いてポートフォリオ資産の評価を決定することは、AIFMによる承認が必要であり、かかる決定の理由について記録される。AIFMは商品の評価に関して適切な検査および統制を整備する。

**d) 収益**

利息は発生主義に基づいて認識され、最終的な源泉所得税額が控除される。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド  
(契約型投資信託)  
財務書類に対する注記  
2017年7月31日現在(続き)

**e) 先物契約の評価**

未決済の先物契約は評価日または期末日における既知の終値で評価され、当該評価により生じた未実現損益が計上される。

先物契約に係る債務を担保する証拠金は、純資産計算書の「銀行預金および定期預金」に含まれる。

**f) オプションの評価**

株式市場で取引されているオプションの決済額は、AIFMが当オプションを取引している株式市場により公表された終値に基づいている。株式市場で取引されていないオプションの決済額は、各契約ごとの適合規準に従い、取締役会が定める規則に基づき決定される。

**g) 外貨換算**

当該サブファンドの表示通貨以外の通貨建の資産および負債額はすべて、純資産額の決定時の実勢為替レートを参考に算定される。

当該サブファンドの表示通貨以外の通貨建の収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートを参考に算定される。

**注記3 為替レート**

当ファンドの財務書類はユーロで表示されており、その会計記録は当該通貨で維持されている。ポートフォリオは、すべてユーロで表示されている。

**注記4 管理会社報酬(上限年率)**

AIFMは、各月におけるファンドの平均純資産の年率1.35%を上限として、ファンドの資産から毎月、管理報酬を受取る権利を有しており、これによって資産管理者の報酬およびファンド受益証券の販売に関する販売会社の報酬も賄っている。

日本の販売会社は、日本の販売会社が販売した受益証券に応じて、各月におけるファンドの平均純資産の年率0.4%にあたる販売会社報酬を、管理報酬から毎月、後払いで受取る。

代行協会員は、各月におけるファンドの平均純資産の年率0.1%の報酬を、管理報酬から毎月受取る権利を有している。

**注記5 保管会社報酬**

保管会社は、各月におけるファンドの平均純資産に基づき、年率0.13%を上限として、毎月保管会社報酬を受け取る権利を有している。

**注記6 事務代行会社報酬**

事務代行会社報酬は純資産額算定の役務に対して支払われる。事務代行会社報酬は各月におけるファンドの平均純資産に基づき、年率0.12%を上限として、毎月支払われる。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド  
(契約型投資信託)  
財務書類に対する注記  
2017年7月31日現在(続き)

**注記7 その他の費用**

その他の費用はファンドが負担し、この中にはその他の税金、銀行手数料、法務報酬および監査報酬が含まれる。

**注記8 税金**

英文目論見書日(2017年7月)現在、当ファンドはルクセンブルグの法人税またはキャピタル・ゲイン税の支払義務を負っていない。

当ファンドはルクセンブルグにおいて、純資産額の0.05%に相当する「年次税」の納税義務がある。この税率は以下の場合、0.01%へ軽減されている。

- a) 短期金融商品への集団投資および信用機関への預金を唯一の目的とするファンド
- b) 信用機関への集団投資を唯一の目的とするファンド
- c) 機関投資家、管理会社およびUCIのために留保されたクラス

以下の場合、「年次税」が免除される。

- a) 受益証券またはその他のUCIにおける証券がすでに「年次税」の課税対象となっている場合の当該受益証券または証券が表象する資産額
- b) 受益証券またはクラスが下記の要件を満たす場合
  - (i) これら有価証券が機関投資家、管理会社またはUCIのために留保され、
  - (ii) その唯一の目的が短期金融商品への集団投資および信用機関への預金であり、
  - (iii) ポートフォリオの満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
  - (iv) 公認の格付機関から最高の格付けを取得している
- c) 受益証券またはクラスが下記に保有されている場合
  - (i) 従業員の便益のために一人または複数の雇用主のイニシアティブにより設定された、企業退職年金または同様の投資ビークルのための機関
  - (ii) 従業員へ年金給付を提供する目的でファンドに投資している、一人または複数の雇用主を有する企業
- d) 主要な目的が、小規模金融機関への投資であるファンド
- e) 受益証券またはクラスが下記の要件を満たす場合
  - (i) これら有価証券が日常的に運営し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくはその他の規制市場において上場または取引されているもので、かつ
  - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの

期限の到来により「年次税」は、該当ある場合は、当該四半期末における純資産に基づき算定され、四半期毎に支払われる。

さらに、当ファンドを販売するために登録している国において、当ファンドは外国UCI税および/または当局によるその他課税の対象となる可能性がある。

ファンドに適用された「年次税」の実効率は純資産額の0.05%である。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド  
 (契約型投資信託)  
 財務書類に対する注記  
 2017年7月31日現在 (続き)

**注記9 分配金**

2017年7月31日に終了した会計年度における分配金は以下のとおりである。

支払日	1口当たりの分配金額 ユーロ
2016年8月26日	0.003
2016年9月28日	0.003
2016年10月27日	0.003
2016年11月28日	0.003
2016年12月29日	0.003
2017年1月27日	0.003
2017年2月27日	0.003
2017年3月27日	0.003
2017年4月27日	0.003
2017年5月29日	0.003
2017年6月28日	0.003
2017年7月27日	0.003

**注記10 先物契約**

2017年7月31日現在、以下の先物契約が未決済となっている。

*BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド*

通貨	契約数	買建/売建	種類	満期	額面価額 (ユーロ)	未実現純益/ (損) (ユーロ)
ユーロ	5	買建	EURO-BUND FUTURE	2017年9月7日	809,900	(13,400)
					合計：	(13,400)

2017年7月31日現在、先物契約および/またはオプションに係る証拠金残高は29,065ユーロであった。

先物契約のブローカー：

BNPパリバ、パリ

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド  
 (契約型投資信託)  
 財務書類に対する注記  
 2017年7月31日現在 (続き)

**注記11 オプション・ポジション**

2017年7月31日現在、以下のオプションに係るポジションが未決済となっている。

**BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド**

通貨	契約数	買建/売建	種類	満期日	権利行使価格	額面価額 (ユーロ)	時価 (ユーロ)
ユーロ	3	買建	CALL EURO-BUND FUTURE 25/08/2017 163	2017年8月25日	163.000	489,000	810
ユーロ	3	買建	CALL EURO-BUND FUTURE 25/08/2017 163.5	2017年8月25日	163.500	490,500	480
						合計:	<u>1,290</u>

2017年7月31日現在、先物契約および/またはオプションに係る証拠金残高は29,065ユーロであった。

**オプションのカウンターパーティー:**

BNPパリバ、パリ

**注記12 取引手数料**

譲渡可能な有価証券、短期金融商品、デリバティブまたはその他の適格資産の売買について当ファンドが負担する取引手数料は、主に、標準手数料、取引に係るその他手数料、収入印紙税、仲介手数料、保管手数料、付加価値税、証券取引所に係る手数料およびRTO手数料(発注の受領および伝達)から構成される。

債券市場の慣行に従い、呼び値スプレッドは当該有価証券の売買時に適用される。したがって、いかなる取引においてもブローカーが引用する買値と売値との間に差異が発生し、これはブローカーの報酬を表わす。

**注記13 投資有価証券の構成に関する変動**

当会計年度に係る投資有価証券の構成に関する変動表はAIFMの登録上の事務所において、また現地の代行会社から無料で入手可能である。

BNPパリバ・ハイクオリティー・ユーロボンドファンド  
(契約型投資信託)

財務書類に対する注記

2017年7月31日現在 (続き)

**注記14. 投資有価証券に係る実現および未実現損益**

2013年7月付のAIFM法に従い、当会計年度中の投資有価証券に係る実現益／(損)の詳細は以下のとおりである。

	実現利益 (サブファンドの 通貨建)	実現損失 (サブファンドの 通貨建)	実現純損益 (サブファンドの 通貨建)
BNPパリバ・ハイクオリ ティー・ユーロボンドファンド	317,247	47,483	269,764

2013年7月付のAIFM法に従い、当会計年度中の投資有価証券に係る未実現益／(損)の詳細は以下のとおりである。

	未実現利益の増減 (サブファンドの 通貨建)	未実現損失の増減 (サブファンドの 通貨建)	未実現純損益の増減 (サブファンドの 通貨建)
BNPパリバ・ハイクオリ ティー・ユーロボンドファンド	0	782,389	(782,389)

**(2) 損益計算書**

ファンドの損益計算書については、「1 財務諸表」の「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの「損益および純資産変動計算書」を参照のこと。

**(3) 投資有価証券明細表等**

ファンドの投資有価証券明細表等については、「1 財務諸表」の「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの「投資有価証券明細表」を参照のこと。

#### IV. お知らせ

該当事項はありません。